

平成 21 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成20年12月18日

生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を「1兆円」増額

- 既定の加算とは「別枠」で地方交付税を1兆円増額
- 増額分の地方交付税は、「雇用創出」や「地域の元気回復」の財源
地域雇用創出推進費の創設 (㉑・㉒) 0.5兆円
地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 0.5兆円
 - ・ 「地域の元気回復」や少子化対策、公立病院に対する財政措置等を充実
 - ・ 地方交付税総額は折半ルールの14.8兆円 → 15.8兆円

地方交付税の総額を増額確保

- 地方交付税 15.8兆円(前年度比 +0.4兆円)
 - ・ 法定率分等 11.0兆円
 - ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 3.8兆円
 - ・ 1兆円の増額 1.0兆円

※ 地方交付税の0.4兆円以上の増額は平成12年度以来9年ぶり
- 実質的な地方交付税 21.0兆円(前年度比 +2.7兆円)
 - ・ 臨時財政対策債 5.1兆円(" +2.3兆円)
- 地方一般歳出を増額 66.2兆円(前年度比 +0.5兆円)
 - ※ 地方一般歳出の大幅な増加は平成11年度以来10年ぶり
 - ※ 地方交付税の1兆円増額に伴い+0.8兆円

地方公共団体金融機構(仮称)の創設

- 「地方共同の金融機構」として、地方公共団体金融機構(仮称)を創設(地方公営企業等金融機構を改組)
- 臨時財政対策債の急増に対応するため、地方公共団体金融機構で臨時財政対策債を引受け(0.5兆円)

平成21年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
平成20年12月18日

I 平成21年度の地方財政の姿

① 地方財政計画の規模	82兆5,600億円程度	(前年度比△8,500億円程度、△1.0%程度)
② 地方一般歳出	66兆2,200億円程度	(" +4,600億円程度、+0.7%程度)
(参考) 1兆円の増額に関連する地方一般歳出の増分除き	65兆4,300億円程度	(前年度比△3,300億円程度、△0.5%程度)
③ 一般財源(水準超経費除き)の総額	57兆8,000億円程度	(" +3,600億円程度、+0.6%程度)
④ 実質的な地方交付税の総額	20兆9,700億円程度	(⑳18兆2,400億円、+2兆7,300億円、+15.0%程度)
⑤ 地方交付税の総額	15兆8,200億円程度	(⑳15兆4,100億円、+4,100億円、+2.7%程度)
⑥ 財源不足額	10兆4,700億円程度	(⑳5兆2,500億円)
(参考) 折半対象財源不足額	5兆5,100億円程度	(⑳ -)

II 生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税を「1兆円」増額

既定の加算とは「別枠」で地方交付税を1兆円増額

増額分の地方交付税は、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 地域雇用創出推進費の創設(㉑・㉒の措置) | 5,000億円程度 |
| ② 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実 | 5,000億円程度 |

- 「地域雇用創出推進費」として間伐や学校耐震化をはじめ、地域の知恵を活かした未来につながる事業の推進に必要な歳出を計上し、地域の雇用を創出
- 「地域雇用創出推進費」は、地方交付税の算定を通じて、特に雇用情勢の厳しい地域に重点的に配分
- 地方財政計画の歳入歳出の見直しを通じた地方財源の充実
 - ・ 「地域の元気回復」(一般行政経費) 1,500億円程度
 - ・ 医療・少子化対策の充実(一般行政経費・公営企業繰出金) 1,500億円程度
 - ※ 公立病院に対する財政措置の充実など医療・少子化対策を充実
 - ・ 金融市場の混乱を踏まえた公債費の償還期限の見直し(公債費) 2,000億円程度

Ⅲ 財源不足の補てん

平成21年度における財源不足	10兆4,700億円程度 (㉑5兆2,500億円程度)
うち折半対象財源不足	5兆5,100億円程度 (㉑ —)

○ 平成21年度においては、地方交付税を1兆円増額して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源を確保した上で、国と地方が折半して財源不足を補てんするルールを適用して、以下のとおり財源不足を補てん

【折半対象前財源不足】	4兆9,600億円程度
① 財源対策債の発行	1兆2,900億円程度
② 地方交付税の増額による補てん措置	1兆2,200億円程度
・ ⑲国税決算精算分の先送り	5,000億円程度
・ 一般会計における加算措置(既往法定分)	7,200億円程度
③ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分、地方再生対策費分等)	2兆3,900億円程度
④ 減税補てん特例交付金(仮称)	500億円
※ 自動車関係諸税の減税による影響が大きい市町村に対して㉑から㉓まで500億円を交付	
※ 個人住民税における住宅ローン減税の創設に伴う㉒以降の減収は、全額減収補てん特例交付金で補てん	
【折半対象財源不足】	5兆5,100億円程度
① 地方交付税の増額等による補てん(臨時財政対策加算+特別交付金)	2兆7,600億円程度
② 臨時財政対策債の発行(臨時財政対策加算相当額+特別交付金相当額)	2兆7,600億円程度

Ⅳ 地方交付税の増額確保

実質的な地方交付税の総額	20兆9,700億円程度 (前年度比 +2兆7,300億円程度、+15.0%程度)
地方交付税	15兆8,200億円程度 (" +4,100億円程度、+2.7%程度)
臨時財政対策債	5兆1,500億円程度 (" +2兆3,200億円程度、+81.7%程度)

① 地方交付税の法定率分等	11兆400億円程度
※ 交付税特別会計借入金支払利子	△5,700億円程度
※ 交付税特別会計剰余金の活用等	2,800億円程度
② 一般会計における加算措置等(既定ルールによる補てん)	3兆7,800億円程度
※ 既往法定分(7,200億円程度)、臨時財政対策加算(2兆5,600億円程度)	
※ ⑲国税決算精算分(5,000億円程度)については、必要な地方交付税総額を確保する観点から全額を㉓から㉗に繰り延べ	
③ 1兆円の増額	1兆円

【参考】実質的な地方交付税総額の推移(兆円)

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
うち地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
うち臨時財政対策債	1.4	3.2	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.1

V 地方財源の確保

一般財源総額 59兆800億円程度（前年度比 △8,100億円程度、△1.3%程度）
一般財源（水準超経費除き）の総額 57兆8,000億円程度（ " +3,600億円程度、+0.6%程度）

- ・ 地方税・地方譲与税 37兆6,500億円程度（前年度比 △3兆5,300億円程度）
うち水準超経費相当額 1兆2,800億円程度（前年度比 △1兆1,700億円程度）
- ・ 地方交付税 15兆8,200億円程度（前年度比 +4,100億円程度）
- ・ 臨時財政対策債 5兆1,500億円程度（前年度比 +2兆3,200億円程度）
- ・ その他 4,600億円程度（前年度比 △100億円程度）

地方債総額 6兆6,800億円程度（前年度比 △900億円程度、△1.3%程度）
（参考）臨時財政対策債含み 11兆8,300億円程度（前年度比 +2兆2,300億円程度、+23.2%程度）

【通常債】 5兆3,900億円程度（前年度比 +1,600億円程度）

【財源対策債】 1兆2,900億円程度（前年度比 △2,500億円程度）

（参考）【臨時財政対策債】 5兆1,500億円程度（前年度比 +2兆3,200億円程度）

VI 財政健全化の推進

基本方針2006に沿って、引き続き地方財政の健全化を推進

- 社会保障関係の国庫補助事業等の歳出の自然増がある中で、基本方針2006に沿って、引き続き地方歳出の抑制に努めつつ、地域雇用創出推進費など必要な歳出を計上

【減要因】

- ・ 給与関係経費……………職員数2.5万人純減、給与構造改革等により△0.4兆円程度
※ 別途基礎年金公費負担割合の引上げにより、1,500億円程度の増
- ・ 一般行政経費（単独）…対前年度マイナスを維持
- ・ 投資的経費（単独）……△3%により、△0.2兆円程度

【増要因】

- ・ 一般行政経費（補助）…社会保障関係費を中心に+0.7兆円程度
- ・ 地域雇用創出推進費……+0.5兆円

（参考）地方再生対策費…前年度同額

VII 道路特定財源の一般財源化に伴う措置

- 1 道路特定財源制度の廃止に伴う地方債の見直し
道路特定財源制度の廃止に伴い、道路特定財源が道路整備費の財源となることを前提とした地方債制度を見直し

- ① 一般公共事業債の充当率の引上げ
※ 現行の充当率45%（財源対策債）を90%（通常債30%、財源対策債60%）に引上げ
- ② 地方道路等整備事業債の創設
※ 臨時地方道整備事業債を見直した上で、通常事業分も対象とする地方道路等整備事業債を創設
（充当率：通常事業分70%、臨時事業分95%）

- 2 自動車関係諸税の減税補てん
市町村が自動車関係諸税の減税の影響を大きく受けることを踏まえ、減収の一部を減税補てん特例交付金（仮称）で補てん
※ ㉑から㉓まで各年度500億円を市町村に交付

VIII 地方公共団体金融機構（仮称）の創設

「生活対策」に盛り込まれた「地方共同の金融機構」として地方公共団体金融機構（仮称）を創設（地方公営企業等金融機構を改組）

- 地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、貸付対象に一般会計を含めることとし、平成21年度においては、新たに合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象
- 平成21年度に急増する臨時財政対策債について、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に5,000億円程度の機構資金を貸付

IX 平成20年度補正対策

国税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少（△2兆2,700億円程度）については、国の一般会計からの加算により全額を補てん
国と地方が折半して補てんするルールを踏まえて、後年度その一部を精算

国税5税の減額補正に伴う地方交付税の減少 △2兆2,700億円程度

国の一般会計からの加算 +2兆2,700億円程度

【国負担分】臨時財政対策加算 +1兆 300億円程度

【地方負担分】臨時財政対策債振替加算 +1兆2,400億円程度

※ 臨時財政対策債振替加算に相当する額については㉓から㉗までの交付税総額から減額

主な地方財政指標

一般財源総額

59.1兆円程度（平^⑳＝59.9兆円、△1.3%程度）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

一般財源比率

65.3%程度（平^⑳＝68.4%）

（注）この場合の一般財源とは、地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の計である

地方債依存度

14.3%程度（平^⑳＝11.5%）

〔臨時財政対策債を含む〕

地方の借入金残高（平^㉑末見込み）

197兆円程度（平^㉑末見込み＝197兆円）

交付税特別会計借入金残高（平^㉑末見込み）

33.6兆円程度（平^㉑末見込み＝33.6兆円）

地方交付税「1兆円」増額

- 「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、地方交付税を1兆円増額加算
- 地方財政計画の歳出を見直して同時に1兆円増額し、地方一般財源を充実・確保

【地方交付税総額】	14.8兆円	→	15.8兆円	
【地方歳出総額】	81.6兆円	→	82.6兆円	
【地方一般歳出】	65.4兆円	→	66.2兆円	
地域雇用創出推進費			5,000億円	
その他（地域活性化、少子化対策、公立病院、公債費）			5,000億円	
【国の一般会計加算等】	3.8兆円	→	4.8兆円	

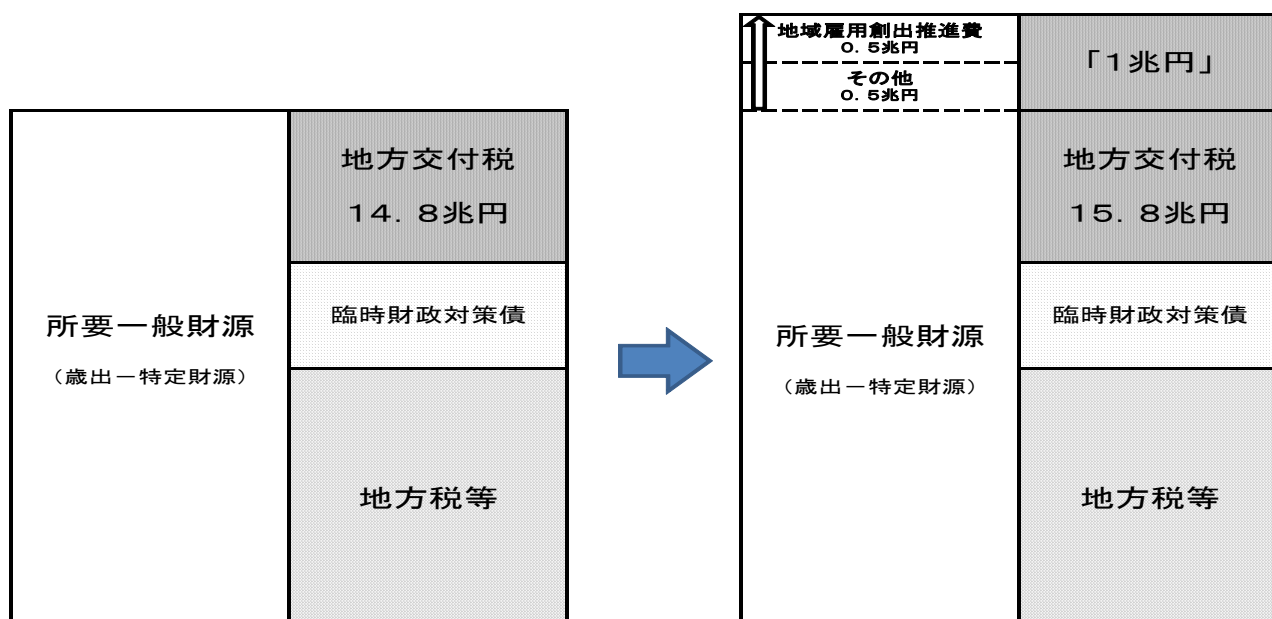
＜地方の歳出・地方交付税の推移＞

（単位：兆円）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳出合計 （水準超経費を除く）	88.5	86.8	85.7	84.0	82.8	81.7	80.8	81.0	81.3
増減	0.3	▲1.7	▲1.0	▲1.8	▲1.2	▲1.1	▲0.9	0.2	0.3
地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2
増減	▲0.4	▲2.4	▲1.4	▲1.6	▲0.8	▲0.8	▲0.7	0.0	0.5
地方交付税	20.3	19.5	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
増減	▲1.1	▲0.8	▲1.5	▲1.2	0.0	▲1.0	▲0.7	0.2	0.4
実質的な地方交付税	21.8	22.8	23.9	21.1	20.1	18.8	17.8	18.2	21.0
増減	0.4	1.0	1.2	▲2.9	▲1.0	▲1.3	▲1.0	0.4	2.7

※地方財政計画ベース

地方交付税「1兆円」増額のイメージ



地方公共団体金融機構（仮称）の創設について

「生活対策」に盛り込まれた地方公共団体支援策の一つである「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」について、地方公営企業等金融機構（以下「現機構」という。）を改組することによりその実現を図る。

1. 一般会計への長期・低利の資金の貸付け

現機構の業務を見直し、貸付対象に一般会計を含めることにより、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できるものとする。

これに伴い、現機構の名称を地方公共団体金融機構（仮称）に改める。

- ① 今回の見直しに際し、国及び地方公共団体に対して、新たな出資・政府保証は求めない。
- ② 地方公共団体のニーズを踏まえ、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等について柔軟に対処する。
- ③ 内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等に伴う地方財源不足の対処のため発行する地方債の資金調達について、弾力的に補完できる仕組みとする。

2. 平成21年度の貸付け

(1) 一般会計

地方公共団体が自主的・主体的に実施する一般単独事業について、平成20年度までの貸付対象である臨時3事業（地方道・河川・高等学校）見合い分等に加え、合併特例、防災対策、地域活性化事業を対象とし、5千億円程度を貸付け

(2) 公営企業会計

平成21年度の事業量を勘案し、8千億円程度を貸付け

(3) 臨時財政対策債への対応

臨時財政対策債の急増に対処し、長期の資金調達が困難な市町村分を中心に、5千億円程度を貸付け

<参考>

平成20年12月12日（金） 麻生総理大臣会見（抜粋）

【記者】

緊急対策の中でですね、地方交付税1兆円増額するという項目が入っておりますが、総理、かねがね地方が自由に使えるようにすることが大切だとおっしゃってきたかと思うんですが、今回、この雇用創出等のためのという条件をつけているというのはどういうことなんでしょうか。

【麻生総理大臣】

（前略）地方に公共工事がいいのではなくて、それを負担する財力が地方の自治体がないというのが一番の問題。

したがって、今申し上げたようなものが地方交付税としてつくことによって、そこに仕事ができることになります。何も道路に限りませんよ。はっきり申し上げて、電柱の地下埋設というものも大きいでしょうし、いろんな意味で、この間来た山の方は間伐ができないからどうにもならぬとか、もう地方からお見えになる方の要望は実にさまざまで、そういった方々に自由に使えるということは、イコール雇用が創出しますから、そういったものを使って、自分の、今ごろ人件費の穴埋めにするというような自治体はちょっと考えられませんが、そういうんじゃなくて、新たに雇用を創出する。

雇用を創出するというのは、正直言って、今植林で言ったから木で言えば、木の
間伐をずっとやっていく、そういったものを新たに市や町営でやっている、市営で
やっているいろいろありますけど、そういったところに人を入れる、イコールそれ
は雇用にもなりますし、同時にそこは緑が、植林が、また治水が、治山が維持され
る。そういった意味で、今申し上げたような交付税というものを、あえて雇用とい
う名前を使わせていただきましたけれども、それは主にそういったものに使えると
いう意味で、公共工事といえば公共工事かもしれませんが、それは単なる公
共工事の部分が小さなところでちょこちょこ出てきますと、それはその地元の人た
ちの雇用につながっていくということで、大きな大企業がどーんと乗り込んでき
て何とかかんとかするというようなものとは違った意味での小さな工事、イコール雇用が発生するという意味で、今言ったようなことを申し上げさせていただいております。これは、改めて総務省なり、きちんとした指示を明確にしていかなければならないと思っております。（後略）